第3回平塚市景観審議会

1 日 時 平成22年10月8日(金) 午前10時~午後0時

2 場 所 平塚市役所 東附属庁舎2階 B会議室

3 出席委員 5名

中井祐、西村幸夫、宮川理香、水沼淑子、礒崎初仁

4 欠席委員 0名

5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 久永逸雄

まちづくり政策課

 課長
 小山田良弘

 主管
 鈴木敏男

 主査
 木原友生

 主任
 高野達郎

 主任
 菊池智子

6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員全員の出席により会議 は成立していることを報告

7 傍聴者 なし

8 あいさつ

9 議事

(1) 意見聴取

議案第4号「平塚市公共施設景観ガイドライン(案)について」

(2) 報告事項

議案第1号「平塚市庁舎・国庁舎一体的整備について」(継続議案)

議案第2号「平塚市民病院整備事業について」(継続議案)

議案第3号「(仮称) 次期環境事業センター整備事業について」(継続議案)

(会長)

よろしくお願いいたします。今日は全員出席です。今日の会議は平塚市情報公開条例に基づき公開での審査となりますのでよろしくお願いいたします。また議事録署名ですが、名簿順で今回は私と水沼委員です。よろしいでしょうか。また、傍聴者はいないということなので念のため申し添えます。それでは議事に入りたいと思います。事務局から資料の確認をお願いします。

(事務局)

まず事前に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。1つ目に第3回景観審議会次第がございます。2つ目に平塚市公共施設景観ガイドライン(案)がございます。3つ目に平塚市公共施設景観ガイドライン策定の体制、経過がございます。4つ目に平塚市公共施設景観ガイドライン(案)に対する他団体からの意見等への対応がございます。

次に、当日資料を確認させていただきます。1つ目に平塚市庁舎・国庁舎一体的整備説明資料がございます。2つ目に(仮称)次期環境事業センター整備事業説明資料がございます。最後でございますが、平塚市民病院整備事業説明資料がございます。以上でございます。

(事務局)

それでは公共施設ガイドラインについてご説明をさせていただきます。平成 16 年度の景観法施行を受けまして、本市は、平成 21 年度から、景観条例・景観計画を施行いたしまして平塚らしい景観づくりを進めております。この条例では、道路や公園、公共建築物など、景観に与える影響が大きい公共施設の整備について、事前協議することを定めておりまして、必要に応じてガイドラインに基づいて指導、助言することとしております。そこで公共施設を対象としたガイドラインを策定するために、実務者によるワーキングをはじめといたしまして、庁内の関係課長による調整会議、さらに国や県、近隣市町などとの意見交換など検討を行ってまいりました。景観面で先導的な役割を果たす公共施設の整備指針となる、より良いガイドラインとするために、委員の皆様に専門的な見地からご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本ガイドラインの構成についてでございますが、序章から第5章まで、大きく6つの構成となっています。序章は、ガイドラインの策定の目的、背景、適用の範囲などについて。第1章は、公共施設における景観形成の基本的考え方としまして、地域性への配慮、心象への配慮、使われ方への配慮の3つの視点について。第2章は、平塚市景観計画に位置付けている17の景観類型、70の景観要素について。第3章は、景観重点区域などの景観形成方針について。第4章は、公共施設を道路、橋梁、公園などの8つの施設に分け、その施設ごとに、線形、樹木、安全施設などの配慮要素を抽出いたしまして、それらの要素ごとの景観配慮事項を示しております。第5章では、運用として、対象となる事業の範囲や流れを図などで示しております。

それでは章ごとに順番にご説明いたします。はじめに序章です。1ページをご覧ください。ガイドラインの目的ですが、公共施設は景観に与える影響が大きいことから、地域の景観形成に先導的な役割を果たす公共施設を整備する指針として、考え方、方針、配慮事項などをまとめたものです。今後、景観条例に基づく事前協議の指導などに活用するために、このガイドラインを策定するものです。背景、位置付けとしては、平成5年に策定した「平塚市都市形成公共施設整備指針」を活用いたしまして、景観の指導を進めてきましたが、平成21年度の景観条例、景観計画の施行を受けて、整備指針を見直し、新たなガイドラインを策定することとなりました。本ガイドラインは公共施設を対象にしたものとなっています。民間施設につきましては、平成21年度に策定した「平塚市景観ガイドライン」を適用いたしております。2ページをご覧ください。適用の範囲です。平塚市が整備する公共施設のほか開発事業などで市へ移管する公共施設についても適用します。さらに国・県が公共施設を整備する際にも、このガイドラインを参照するものとしております。適用の除外といたしまして、緊急を要する場合や、周辺景観に与える影響が極めて小さい事業、部分的な維持補修などを挙げております。構成につきましては、先ほど目次でご説明したとおりでございます。

続きまして、第1章でございます。4ページをご覧ください。

公共施設の整備において、統一的な考えに基づき景観形成を行うために、3 つの視点を柱として設けました。地域性への配慮、心象への配慮、つかわれ方への配慮、の 3 つの視点です。では、ひとつず

つご説明いたします。まず1の地域性への配慮です。本市は、海、山、川などの自然環境や旧東海道の宿場町といった歴史、また、都市化への影響を受けた場所などがございます。そこで、地域の地形や風土、自然環境、歴史、文化などに配慮して景観形成を図る必要があることを述べております。その上で、自然環境、歴史、文化、まちなみとの一体感の3つの項目にわけて記載してございます。

次に、2つ目に2の心象への配慮です。人々の心に潤いや安らぎを与えるまちなみを形成するために、各施設をトータルデザインとして捉え、五感での感じ方にも配慮した景観形成を図る必要があることを述べております。その上で、視点場・視対象の関係、視覚以外で感じられること、緑化、連続性の4つの項目に分けて記載しています。

最後に3の使われ方への配慮でございます。公共施設は、多くの多様な人が利用する、長く利用されるといった特徴があります。そこで利便性、安全性など、施設本来の機能を高い質で確保する必要があることを述べております。また、地域の人々に親しまれ、長く使用されることにより、手入れが行き届くなど、適切な維持管理につながり、良好な景観形成に寄与すると考えております。その上で、長期間使われ続けること、機能性・維持管理の2つの項目に分けて記載をしております。以上が、第1章の公共施設における景観形成の基本的な考え方でございます。

次に第2章平塚市の景観特性です。7ページをご覧ください。これは、平塚市景観計画に記載されている内容です。景観特性を、自然系、眺望系など5つに分けまして、さらに景観類型として、丘陵地景観や海岸景観、山々への眺望景観、道路景観など17の類型に分類しております。それらの景観類型を特徴づける個別の要素として、いちばん右に記載しておりますとおり70の景観要素を挙げております。これにつきましては、景観計画を説明した際にご説明している内容でございまして、その次のページにも景観要素地図が差し込んでありますが、以前景観計画の中でご説明したとおりでございます。それを差し込んでいるという状況です。続きまして第3章の景観形成方針です。該当のページは8から10ページまでです。この章では、第1章、第2章を踏まえまして、共通の景観形成方針と施設別景観形成方針、景観重点区域の景観形成方針の3つを述べております。

ポイントのみを申しあげますと、1の共通の景観形成方針ですが、公共施設の整備にあたっては、 景観へできる限り配慮することとし、70の景観要素を活かした公共施設の整備を目指すこととして おります。

2の施設別の景観形成方針では、道路や公園などそれぞれの施設において、周辺環境との調和や、 季節感、シンボル、潤いなどをキーワードに景観形成方針を述べております。

何点か代表して説明いたしますと、(3)の公園につきましては、人々が憩いの場として利用することから、周辺環境との調和に配慮し、開放感を演出するようなエントランスづくりや季節感を醸し出すような緑の創出をするなど愛着のもてる公園づくりを目指します。また、水や生き物と親しめるような特徴を持たせた空間作りにつとめ、憩いと潤いのある公園づくりをめざすこととしております。(4)の河川では、自然地形を基盤として形成されており、それ自体が自然的な景観要素になっていることから、改修するときは、周辺環境との調和に配慮し、極力、人工的にならずに自然な風合いを醸し出すような河川づくりを目指します。また、人々が水辺に親しめる空間づくりにつとめ、憩いと潤いある河川づくりを目指すこととしております。9ページをご覧ください。

(8)公共建築物についてですが、地域住民の生活と深い関わりをもつとともに、景観上からも重要な要素として、地域のシンボル的存在となることから、周辺環境との調和に配慮し、地域の景観形成において先導的な役割を果たす公共建築物づくりを目指します。また、さまざまな手法による緑の創出に取り組み、憩いと潤いある公共建築物づくりを目指すこととしております。10ページでございますが、3の景観重点区域の景観形成方針は、海へのシンボル軸、都市のシンボル軸、歴史軸の3つそれぞれに分けて記載しております。海へのシンボル軸は、海の玄関口といたしまして、市街地と海岸をつなぐネットワークの形成、空と海と緑が感じられる景観づくりを挙げております。都市のシンボル軸は、市民や来訪者に潤いと安らぎ、また、公共建築物は風格やシンボル性の高いものといったことを挙げています。また、沿道緑化や街路樹、ポケットパークにより緑のネットワークを図り緑豊かな景観づくりを挙げております。歴史軸ですが、貴重な景観資源の保全や活用、高麗山への眺望への配慮など、旧東海道にふさわしい景観づくりを挙げています。

次に第4章でございます。12ページをご覧ください。本章では、12ページ中程の図にありますとおり、道路、橋梁、公園など、8つの施設について、施設ごとに配慮要素を抽出し、配慮事項を記載しております。例といたしまして、何点かご説明いたします。13ページをご覧ください。道路の配慮要素といたしまして、線形、法面、街路樹、ポケットパーク、安全施設、照明施設、路面、ストリ

ートファニチャーの8つを挙げています。そして、配慮事項として、線形であれば、既存樹木などの自然的な景観要素の保全や山々の眺望的な景観要素の見え方などに配慮することとしております。そして、それらに配慮した結果をイメージしやすいように写真を使って補完をしております。15 ページをご覧ください。(5)の安全施設についてですが、安全施設の色彩は、道路状況により安全上、支障がない場合は、周辺環境との調和に配慮する、としています。そのことについての写真が右側にありますとおり、素材、色彩を工夫し、周囲の街路樹や歩道の仕上げになじむように配慮した防護柵となっております。その他にもいくつかご説明いたしますと、24 ページをご覧ください。6 の農業用施設でございます。その中の(1)の線形についてです。

農道や水路の線形を計画するにあたり、既存樹木などの自然的な景観要素がある場合は、その要素を保全するように配慮する。また線形は、周辺の山々などの眺望的な景観要素の見え方に配慮すると、としております。

右側の写真をご覧ください。真中にある松の木を残すために農道の線形を曲げています。また、この写真ではわかりにくいですが、背景に富士山が見えるようになっております。25 ページをご覧ください。

(5)の用水路の護岸についてです。維持管理などの機能上、支障がなければ、玉石などの自然石の使用や、生物の生息環境にも配慮するとしております。

右側の写真をご覧ください。写真にありますとおり、田んぼの中を通る水路に玉石を使用した例です。このようなことをイメージしております。続きまして27ページをご覧ください。

- 8の公共建築物についてですが、(1)建築物 ①の配置についてご説明いたしますと、ゆとりある空間を創出するため、配置について壁面後退等により歩道との一体的利用や歩行者が安全に通行できることを目的としたオープンスペースを確保しまして、快適な歩行者空間を演出するよう配慮するとしております。右側の写真では、歩道と空地に一体感を持たせまして、開かれた都市空間を演出しております。続きまして、28ページをご覧ください。
- (2) 建築設備についてです。この項目では、建築設備を露出させない、目立たせないことについて記載しています。右側の上から2つ目と3つ目の写真がそれを示した写真となっておりますが、屋外機器は、まずは見えない位置に配置する、もし見える場合は目隠しを施す。室外機なども同様としております。29ページをご覧ください。
- (4)付帯設備についてです。駐車場の緑化や、ゴミ置き場などについてでございます。右側の写真にありますとおり、目地に芝を入れて緑化に配慮した駐車場、このようなものをイメージしているものでございます。以上代表的なものをご説明いたしましたが全体的に、表現の仕方としては、あまり具体的ではなく抽象的な表現にとどめています。

例えば、色彩についても何色と指定はせずに、「通りのイメージや周辺との調和に配慮する。」といった表現にしております。また、工法などが限定され、工事の進行や設置に支障が出ないように、一定の自由度を持たせた抽象的な表現としているということでございます。以上が、第4章の施設別のガイドラインでございます。続きまして第5章でございます。32ページをご覧ください。本章は、運用について記載をしております。1の運用の仕方といたしまして、計画・設計段階で活用するとともに景観条例で定めた事前協議で使用し指導助言を行うこととしております。

また2といたしまして、ガイドラインの対象事業と、事前協議の対象事業を一覧表に示しています。 3として、景観法に基づく通知や景観条例にもとづく届出などの規模による違いなどを示しています。 続きまして33ページをご覧ください。

本ガイドラインの活用として想定される景観協議の流れを示しております。大まかな流れといたしましては、事業主管課は、本ガイドライン等を反映した形で計画・設計を行います。それを受けまして、事前協議を行い、指導助言を行うとともに、必要に応じて景観アドバイザー制度等を活用することとしております。また、協議終了時は、協議内容を尊重した施工・設置を行うこととしております。以上でございます、簡単ではございますが、説明を終わりにしたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局としてはほぼ完成に近い形ということですね。庁内でワーキングを開催して事業担当課ともすべて調整済みだということですね。ここでご意見いただくので、ある程度の可能な範囲であれば修正をして、すぐにでも案を実施していきたいということですね。それはみなさんのご意見次第となります。

それでは、御意見いかがでしょうか。私の方からですが、景観ガイドラインというものがすでにある訳ですが、基本的なものの考え方はそれと一致している訳ですね。いくつかの性格があるから、考え方として景観ガイドラインの地域のものの見方とか性格付けみたいなものは反映して、その中で具体的に公共施設をやるにはこっちのガイドラインを使ってくださいというようなものですよね。例えば1ページの表現だけ見ると、1ページの3で、景観ガイドラインは民間に適用して、公共施設は別という、完全に2つに適用するみたいな感じがありますが、景観ガイドラインの基本的な考え方の部分は全体に適用すると、その内、細かいそれぞれの様相に関してはこちらを適用というふうな表現じゃないかなと思います。

(事務局)

そうですね、この表現については、誤解を招くといけないので、検討させていただきたいと思います。

(会長)

それと関連施設ですが、国も公共施設ごとに、いろいろなガイドラインを作っていますね、県も作っています。当然それも反映してプラスということですよね。そういうのは当然前提として、平塚市ガイドラインとして、それに加えるんだという表現も加えたらどうかと。

(事務局)

国の施設に関しては国のガイドラインがメインになると思いますし、県の施設については県のガイドラインがメインになると思いますが、それに合わせまして、平塚市のこのガイドラインについても、その国の施設を作る時に、このガイドラインも参考にしてもらってという意味合いになってございます。

(会長)

国のガイドラインも基本の考え方は共通している訳ですよね、河川を考える時には、こう考えてくださいというところから始まっているわけなので、国だけがそこを考えて、市の施設はこれだけを考えればいいというものでもないから、結構うまくその辺をつなげるように。

(事務局)

ちょっと表現が足りない部分がありますので

(会長)

参照してもらった方がいいのかなと。

(事務局)

はい。

(会長)

道路ガイドラインとか河川とかすごく厚い本になってますから、この数行のもので済むと思われている気がしてしまいます。

(事務局)

事前に国土交通省の京浜河川事務所ともいろいろ調整しておりまして、その中で、なかなか市で思っているガイドライン通りにはいかない部分もあるよという、いわゆる管理上の問題ですね。難しい部分もありますので、その辺は、今後、整備計画等を作ることがありますので、その中で調整をさせていただきたいなと思います。

(委員)

まず、一つは管理上の質問で、いただいた他団体、県の意見がありますよね。その中で、事前協議を求めるのであれば、景観法上の景観重要公共施設に指定すべきだとかいう意見があります。このよ

うに条例で、他の事業主体でも市内で公共事業をやる時は事前協議をするようにと条例を定めている という市は他にもありますか。あまり聞いたことがないですが。

(事務局)

そうですね、それが平塚市の条例の特徴になっておりますので、あまり他ではないですね。

(委員)

西村先生ご存じでしょうか。

(会長)

国の施設とかですか。ありますよ。

(委員)

市などの基礎自治体が、景観条例で自分の市の中の他の事業者による公共事業は事前協議を必ずするようにと定めているということですか。

(会長)

通知ではなくて、協議でやるということはありますよ。かなりいっぱいあります。事前協議を公開のレベルでやっているところもあります。例えば千代田区ですが、これは特別な例かもわからないが、議員会館を建てるという時に、国の直轄の施設であるけれども、デザインも細かく区の審議会で協議をして、事前協議を何度もして、具体的に公開の場で審査をしましたね。ですから、できなくはないと思います。

まあ、向こう側の立場からすると義務化されてるということは嫌なので、任意にしてる、協力しているっていう感じであると思いますが。

(委員)

これはもちろん異論はないのですが、例えば京浜河川事務所さんなんかは、明らかに予防線を張っているみたいな感じありますよね。それで33ページの最後のところですが、事前協議が実質的に機能されるためには、どうすればよいのかという事なんです。具体的なアイデアがある訳ではないのですが、例えば関東地方整備局であれば、環境局の方で景観アドバイザー制度というのを持っていて、現場から上がってくる重要なプロジェクトは、景観アドバイザーを付けて、常にその助言を受けるようにと、そういうやり方をとっています。実はあまり機能していないのですが。

その他に例えば、それぞれのプロジェクトで、委員会形式でオーソライズしながらやっていったりとか、かと思うと市の方と事前協議もしないといけないと、たぶん現場の立場に立ってみるとこのように予防線張りたくなるのは、気持ちとしてはわかる話で、一体何に従ってやればいいんだという事になってくるわけです。それが素直な疑問です。やってみないとわからないという部分もあるでしょうけれど、例えばこの景観アドバイザーというのが、誰が行うにしろ、関わった時に、その県内、国の現場の人としては、地方整備局が雇っている景観アドバイザーと自分たちが進めている委員会の委員と自治体の景観アドバイザーと、一体誰の言うことをどういう風にアッセンブルして作ればいいんだ、とかなり悩むはずです。ですからこれは、最初から正解はわからないので、事例をきちんと積み重ねて、どういう問題があるかということを検証しながら動かしていかないとと思います。極めて機械的に、もしくは形式的に事前協議に入らなきゃ、ということで進めてしまうと、事前協議が機能しない可能性もあると私は思います。これは試行錯誤で構わないのでお願いします。

(会長)

そうですね、それは考えないと。河川事務所はいろいろ予防線を張っていましたが、国道事務所は 割合すんなりみたいですね。その辺、例えば具体的にどういう感じで進みそうですか。

(事務局)

1 例を申し上げますと、河川事務所で対象となるのは相模川だけです。その相模川の神川橋といって厚木との境の若干南の所にある橋と、そこから海までの区間だけが、国の直轄管理になっていまし

て、そこを近い時期、来年度辺りから、河川の整備計画を定めることになっております。ですからその整備計画を定める時に当然、流域住民の方に入ってもらったり、周辺の自治体にも入ってもらったりしまして、全体の計画を作ると思われますので、その際に、このガイドラインを前面に出して、こんなイメージで整備してほしいという、要望というか意見を出して調整をさせていただきたいなと思っています。

(会長)

例えばそういう場面で、整備計画をつくる委員の中に市も入る訳ですね。そこでも意見が言えるわけですね。意見を言える場があるのであれば、そこで、意見を言うことは普通ですね。そこで黙っておいて、後で出てきた部分で、駄目ですって言うのは変な感じですよね。

(事務局)

できれば全体の整備計画の中で、意見、調整をしておいて、あと毎年度、個別に事業が出て来るというのは、それはまたレベルが違うと思います。

(会長)

その具体的な形は整備しないとだめですね。では、道路の方はもうあまり懸案がないから。

(事務局)

道路は直轄管理が国道 1 号だけです。あと 134 号、海側の所は県管理ですし、129 号もそうです。 国道 1 号は既に 4 車線化ができて、電線の地中化も全部終わっている状況ですので、その後はほとん ど維持補修に近い形で、具体的な将来の改修計画があるということではないので、あまり意見がなか ったのかと思います。

(事務局)

それと国、県のお話ですが、平塚市のレベルでは、事前に今まで建築行為等は出していただいているということですが、今年度から、いろいろな新築工事とか、道路の工事とか、そういう情報を集めて、各課の方にこういうふうなものを協議対象としたいというような事で進めていきたいと考えております。

(会長)

それは市の中ですか。

(事務局)

そうです、市の中です。

(会長)

お話を伺っていると、市の中に対してはあまり強い抵抗はないわけですね。

(事務局)

このガイドラインを作り上げてくる段階ではかなりありました。それをすべて調整した結果、このようにまとまったということです。どうしても事業担当課は維持管理、将来的な維持管理の事、後は予算的な事も含めまして、将来できたらいいなというものではなくて、確実にできるものを表記したいという傾向がございます。その辺でだいぶ調整をいたしました。

(委員)

よろしいでしょうか。事前にいろいろな協議をされているということですが、意見として伊勢原市からの意見しか出ていないのですが、川を挟んだ茅ヶ崎であるとか、道路がつながっていく大磯であるとか、そのようなところから特に意見というのはなかったということでしょうか。

(事務局)

はい、意見ありというのが京浜河川事務所と平塚土木事務所と伊勢原市で、それ以外のところにも、 隣接市町すべて、意見照会したのですが、特に意見無しという事で、正式に回答をいただいておりま す。ただ、個別には、もちろんご心配されている、道路がつながったりしているので、実際にやる時 にはそれぞれ協議をすることが必要になると思いますが、このガイドラインについての意見というの は、特にはないという事です。

(委員)

はい、よくわかりました。

(会長)

実質的に言って、他の所がつくるのに内政干渉しないという感じがありますよね。私の市がこれをつくるのに何か意見ありますか、と聞いてもなかなか言えないですよね。それで、今おっしゃったように、つながったところの調整であればせざるを得ない。

(事務局)

伊勢原市さんがこのように書かれておりますが、このような事はおそらく、他市町の皆様も当然思ってらっしゃるであろうと思います。

(会長)

そういうところに関してはやるってことですね。そういう繋がっているところの整備については。

(事務局)

実際の整備にあたっては、既にやりながら整備しているところもあります。特に新しく都市計画道路をつないで両市にまたがるところなどは、事前に道路の形態ですとか、ガードレールとかいろいろな物を調整しております。

(会長)

市をまたいで整備が行われる場合の協議などの配慮、そういうものは載せていますか。

(事務局)

直接的には、ここには載っていません。

(会長)

それが心配、そこの所だけですよね。そういう市をまたいだ調整みたいなものを一言書いておいてください。そうすると、もう他の所は心配ないですね。 はい、他に何か。

(委員)

言葉遣いの問題で、多自然型工法という事ですが、多自然型というと怒られるんですよ、多自然型じゃない、多自然工法とかいってね。多自然型工法、多自然工法とかっていろんな言い方があって、私もよく定義は知らないのですが、ただ多自然型っていうこの言うこの言葉が正しいかどうか、ちょっと吟味された方が良いかなという気がします。型でなくて多自然工法でいくのが、たぶん最近の方向だと思いますので、国交省の河川局の最近の文言か何かを見ればわかると、そうですね、合わせた方がいいかなと思います。

もう1点は、ここに出てくる写真ですが、これは市内の写真ですか。

(事務局)

はい、すべて市内の写真です。

(委員)

すみません、失礼ながら14ページの擁壁の写真とかあまり良くないなと、15ページの照明ポール

にしても、ちょっと冴えないなという感じがします。これが、こういうレベルで整備すればいいというビジュアルなイメージになりますので、あまり市内の物に限定する必要はなくて、もっと質のいいものがあれば、それを出してもいいかなという気がします。写真の差し替えくらいは大丈夫ですか。

(事務局)

はい、まだこれは仮に入れてる物ですので、イメージとしまして。暗かったりですとか、あまりイメージとして良くないものがありますので、これからまた吟味していきたいと思っています。

(委員)

このうち、どこのイメージが悪いんですか。確かにそうかなと思いますが、冴えないっていう理由 はなんですか。

(委員)

こればかりはですね、実物のもっと洗練されたものと並べてみればわかる、という感じですので、 やはり何となくそのモサイ物と洗練されている物の違いというのは言葉ではなかなか説明できない ところがあります。つまりそのモサイって感じでしょうね。すみません、そこはまあ、主観的な話で。

(会長)

そうですね、確かに、14 ページの上の写真の法面なんか、これが推奨レベルと言われたら、他に 良いのは沢山ありますね。

(事務局)

緑化ブロックみたいな法面もありますし、そうですね、これがすべてかって言うと確かにそういうところはありますね。

(会長)

気持ちとして、市内にこれが良い例というのがあれば出しても良いですけれども、そういう訳でないのなら無理に出さない方が良いかもしれません。市内のものでこれはすごく良いって言えるのであれば、撮影位置とか場所が分かった方が良いとも思います。

(委員)

それとですね、これも個人的意見という事で、参考でよいのですが、29 ページに駐車場のスペースを芝目地にしている物がありますが、私が設計デザインに関わった経験によると、あまり上手くいかないんです。すぐ剥げるとか、非常にメンテナンスが大変だとか。個人的意見で申し上げたのは、地面をこのようにするより、下はアスファルトでかまわないので、駐車のロット、マスを一つ減らして、高木を植えた方が、環境としては良くなるな、という実感があります。ですから、これは現場も嫌がるし、実際の効果もちょっと少ないんじゃないかというのが、私の個人的意見です。もっと緑に包まれているような駐車場のイメージの写真があれば、私はそちらに差し替える事をお勧めします。ご検討ください。特にこれは反対という訳ではありません。以上です。

(委員)

3件くらいあるのですが、まず2ページの、先ほどの会長のご指摘がありましたところで、私もちょっと気になっておりまして、対象事業ですけれども、この場合の公共施設という事の定義にも関わると思うんですが、国、県というふうに特定されておりますが、他に例えばJRとか、いろんな公社とか、高速道路、NEXCO(ネクスニ)ですね、いくつか公共施設と通常呼ばれているものの管理者、設置者というのがあるのではないかと思うのですが、そういうのは対象にならないのですか。これは定義になるかも知れませんが。

(事務局)

今のところ J R とか公社とか高速道路株式会社、電力会社については、特にこれをイメージしていなくて、もうひとつの景観ガイドラインがありますので、そちらで指導しているという状況でござい

ます。

(会長)

それは、計画通知が来る方ですね。公共団体、地方公共団体とか。

(事務局)

そうですね。

(委員)

事前協議の対象自体が国、県、市でしたでしょうか。

(事務局)

事前協議は公共団体と民間と両方条例で定めておりまして、その公共団体の方には国と県と市、そのものというイメージでおります。

(委員)

それはどうしてですか。国、県、市はより厳しい負担が起きて当然だという考え方ですよね。

(事務局)

先導的にやっていかなくてはいけないだろう、という考え方はあります。

(会長)

今までが通知が来るから、今までの発想だと何をしても通知さえ出していれば良いという感じで、 上下関係みたいになっちゃうわけですよね。そうでなくて、一応こちらからも文句が言えるという仕 組みを作ったという事ですよね。

(委員)

特に用途に着目するのであれば、道路公社などは、市内にあるかどうかは別として多分、自治体も 道路を造ったり、あるいは公共建築物というのがありますが、これらの用途についてはもっと他の自 治体が造る事もあり得るかなと思います。

(事務局)

そういう場合には、例えば開発事業なんかで、道路を造ったり、公園を造ったりいたしますが、民間ですね、そういう場合には、いずれ市に帰属することになりますので、こちらを適用していきたいと思っております。

(委員)

もし、帰属しない場合もありますよね、その場合はどうするのですか。

(事務局)

帰属しない場合は民間のという形になります。

(委員)

それは通常のガイドラインでという事ですか。

その根拠は、先ほど会長のおっしゃった通知ではなくて、届け出という事になるんですね。そういう ことだなと、事前協議は同じくあるんですよね。

(事務局)

事前協議はあります。

(委員)

実質的な理由、聞きたいことはガイドラインを分ける理由なんですが、公共主体、厳密な意味では 行政機関、は厳しい負担になって当然、先導すべきだからということ。

(事務局)

そういう意味です。

(委員)

JRも先導すべきではないかと思います。例えば駅舎の建設ですとか、あるいは電力会社などは電柱とか、鉄塔とか、つまり私人が通常なしえない行為をなし得る訳ですので、都市計画法上も適用除外になっていたり調整区域で建設できたりすることもあるわけです。その辺については先導的な役割を担っていくというのが重要じゃないかという気がいたします。

(事務局)

景観法の仕組みで協議、届出行為が必要、その中でガイドラインにつながってきています。

(委員)

その中でこのガイドラインを適用したらどうかという事ですが。ガイドラインですから、どの手続きにくっつけようと構わないですが。

(事務局)

元々、民間に対するガイドラインというのは、もう1年半指導、それに基づいて指導しておりまして、さらにその中で公共施設におきましてはより、もう少し先導的になるようにというのは、今回作っていますので、民間は今まで通りやっていく、そして今おっしゃっているJRですとか、その他のものについてですが、基本的なエキスとしては民間における景観ガイドラインの方でほぼ入っていまして、全く別だという事ではないです。

その上の景観計画で5つの類型ですとか、分けておりますので、それらを全部エキスとして入れてありますので、整合は図られているというふうには考えております。

(委員)

はい、わかりました。2つ目ですが、その行で、また国、県が公共施設を整備する際にも、このガイドラインを「参照する」とありますが、その「参照する」っていうのはどう意味なのか、という事でありまして、何もここまで腰が引けなくてもいいのではないかと思います。私はむしろ景観、平塚市内の景観というのは、やはり自治体である市がしっかりと誘導、形成していきますよ、というふうに、世の中の仕組みも変わったと思います。景観法もできまして、そうだとすると、平塚市内で国とか県が事業を行う時は、当然、平塚市と協議して、平塚市の考えに従って、もちろんそれぞれが持っているガイドラインもお守りいただき、かつ平塚でやる時は、平塚のガイドラインに従っていただくという必要があるんじゃないかと思うんですけれども。「参照する」ではなくて、「適用する」、あるいは「これに準じて設計、計画・設計する」というような表現でも良いのではないかと思うのですが。どうでしょうか。

(事務局)

この景観、庁内の関係課長による調整会議の中でも、そういったお話をいただきまして、何回か「適用」にしたり、いろいろと変わってきた経緯がございます。そういうふうな意見もございました。調整した結果、表の3つ目の所に京浜河川事務所さんからのご意見がございまして、最初「沿って」というふうな表現になっていたのですが、それでは厳しいので「参照」にしてほしいというご意見をいただきました。1番最初は「適用」そのあと「沿って」、だんだん変わってきて「参照」というようになっております。

(委員)

それについては苦しい選択なのかもしれませんが、そもそもこのガイドラインは何が対象なのと言われたときにですね、このように書き分けてあると、市が対象ですよと、なお、国や県もできれば「参

照」してね、というふうに読めるのですが。そうではなくて事前協議の対象なのですから、これに「沿って」あるいは「従って」いただく必要があるのではないかと思います。

原理・原則に関わること、これの範囲は誰に向けて作られたものかという事なので、あまり曖昧にしない方が、私は良いのではないか思います。別に1つの「沿って」ではおかしいという意見もありましたが、2つのもの3つのものに「沿って」行うことはいっぱいあることで、いろんな法律があったり、計画があったり、それらを全部飲みこんで計画を作るというのは、あることです。ですから、平塚でやる時はこのガイドラインにも従う必要があるよね、というふうに考えるのはおかしくないと思います。これは一つの意見です。

(事務局)

はい、わかりました。

(委員)

それから、3つ目で、これで終わりますけれども、意見調整をされておりまして、これも大変興味深く拝見、拝読させていただきましたが、国については、この河川と道路くらいなのかなと思うのですが、県について、平塚土木だけで良いのかどうか、例えば県立高校を作る時に、これは一般のガイドライン建築物だから、一般のガイドラインでいいのか、それとも県が適用除外になっているのなら、先ほどの一般のガイドラインには該当しないというのであれば、国・県が行うこれらの公共施設については対象になると思います。そうすると意見調整をする必要がなかったか、そうすると県の本庁に聞いて、それで関係すると思われる各課に回していただく、という事も可能なのではないかと思いました。教育関係ですね。それからいろんな試験研究機関とか、県の事業、漁港整備とかですね、漁港整備は多分、土木ではないと思います。道路とかは土木事務所でも対応できるかと、あと急傾斜も土木で良いかと思うのですが、それ以外の施設について調整の必要があると思います。

(事務局)

そうですね、道路、河川等がメインだったものですから、そちらを中心に意見調整をさせていただいておりましたので、行っておりませんでした。県土整備局の景観を整備するところで行っておりますので、その辺と調整させていただきたいと思います。

(委員)

そこが、県は大丈夫、良いですよという事であれば、問題ないと思うのですが、土木事務所だけだとちょっと。

(事務局)

確認をさせていただきます。

(委員)

後々知らなかったと言われると困るので。以上です。

(会長)

民間に適用される景観ガイドラインを作る作業の段階では、県土整備局、景観担当、その辺では、 こういう活動が行われていることは承知していると思うので、そういう意味でもう一回確認をとって みてください。

JRやJTなどは難しい問題ですね。全体として協力的ではないですよね。とにかくお願いをして、そういうことをやってもらう場に引きずり出すのに苦労している感じですね。ですから景観協議会っていう仕組みが景観法の中に入っているのも、例えば駅前広場を整備するのにJRが入らないというのもおかしな話なんですけれども、JRはなかなかのって来ないですね。そういう一方的な仕組みを作って、そこの中で合意事項がある程度の構造機構を持つような仕組みを、わざわざそのために作ったのですが、そういう事もありましてなかなか難しい問題があると思いますね。

長期的に見るとだんだんこういう地方主権が進んで、仕組みが整っていくと、徐々にはこちらに移行していくのではないかと、先ほどの河川ですね、道路の問題も同じで、今までの理屈だと、例えば

河川はもっと広域を扱っているという、市ごとに違う事をやるというのは、おかしいのではないかと、彼らには彼らなりの理屈があるものですから。今のある意味、その辺が地方分権というかね、最前線の、力関係の中で決まっていく、その力関係も今後変わっていくのではないかという感じですね。だからこういうふうにジャブを出して、向こうもジャブを出してくる訳だけれども、それも或る意味、今のところはまだ駄目だと言いにくい力関係何だと思います。これも河川整備計画等の作り方などで、国に持っていくとその辺変わって行くのではないかなとは思います。

(事務局)

一つのポイントだと思っております。

(会長)

そういう過渡的な状況だと言える訳です。

(委員)

地域主権の時代ですし、しかも条例設定されている訳ですから、条例は皆さんが従っていただかないといけなくて、条例を作った以上、むしろこれは適用されますよと言って、申し訳ないけれどもこれはもう決まりですよと、市議会で決まったわけですから、代表機関が決めたルールですから従わないという訳にはいきませんよと。ただ個別の案件をどうするかは、話し合いの中で、一律で決まる話ではなく、例えば開発許可みたいなものではないと思いますので、手続きも協議ですし、いろいろな事情を、事業者、計画者からも出してもらっての話し合いだと思います。そもそもガイドラインも指針ですものね。この通りでなくてはいけない、絶対認めない、違法であるというふうに、ふんぞり返っている物ではないですので、そうだとすると適用されますと最初に言った方が、僕はすっきりすると思います。

(会長)

まあ、本当に困るようなものは書いていないですよね。

(事務局)

他市でも、国、県は「参照」とするというのが多かったという事で「参照」にしたという事もございます。

(会長)

だから、まあ地方主権も中途半端な状況ですよね。

(委員)

それに流されないように、平塚市も頑張っていただきたいと、平塚市は分権を進める立場な訳ですよね。現状で満足しているという訳ではないと思います。少なくとも、市長さんは。そうだとすると、一つの意見として、あまり現場で妥協しないで、筋論で蒸し返してもらっても良いかなと思います。

(委員)

全く理念的には賛同するのですが、果たしてどっちがいいのかなと思います。私は微妙な意見です。 そこの筋を通すべきかどうかというのは、これはあくまでも条例で決まった、言ってみれば法的な背景で作った訳だから、きれいにきちんと形を整えるべきだ、というのは、もちろんその通りなのですが、現実として、例えば京浜河川事務所の、最下流域の整備が動こうとしている段階を考慮して、進め方としてちょっと戦略的な話もありますよね。今、国は政権が変わって、景観なんてものはどんどんもう関係ないよ、俺達の仕事じゃないよ、みたいになってきている中で、国に対して自治体として筋を通す通し方として、文言で通すのか、それとも現場、現場でその都度うまい仕組みをとって、市が主導権を握るようなことをやっていくのかというのは、私としては微妙だな、という気がしますけど。正直なところを言うと、どちらでも「沿って」になっても「参照」になっても、おそらく結果はたいして変わりはないだろうという気がします。国は国で上からのトップダウンの組織で、自治体のこの文言の書き方一つで行動がバンと変わるのはあり得ないので、ですからそれはどちらでもいいか なという気がしてしまいます。ちょっと現実に委ねるのが良いかなと思います。気持としては、「沿って」の方で、ちょっと頑張ってみる、あがいてみるという手はあるかないう気はしますが。

(事務局)

先ほども申しました通り、国土交通省、京浜河川事務所がたまたま今後、整備計画、相模川の整備計画をつくっていきますので、その際に流域住民が入って、地域の市町も入って、いっしょに景観作りをするという、その場面がありますので意見は非常に言いやすいと思います。ですからこういうチャンスをぜひ生かしていきたいな思います。まあ委員がおっしゃいましたように、なかなかJRとの、例えばその駅前広場の関係ですとかデザインの関係につきましては、非常に厳しいものがございますので、どこまで反映できるかわかりませんけれども、努力するとしか言いようがない状態ではあります。

(委員)

JRの方が国より圧倒的に手ごわいですからね。

(会長)

「参照します」ってのは、これは単に「見るだけ」という気がして、それに向かって努力をするという感じは、言葉として感じられないですよね。「配慮します」でも駄目という感じがします。語尾の使い方でね。もう一回、やり替えて、「配慮」では駄目なのかって。「配慮する」くらい書いてあったとしてもおかしくないと思います。ただ、あんまり喧嘩をして、整備計画の本題の所でやっぱり意見が分かれてしまうとね、人格論争みたいなことで対立しても得策でないとは思います。

(事務局)

はい、検討させてください。

(委員)

「尊重し」なんて言葉は使わないのですか、素人の意見なんですが、「沿って」とか「参照する」って、やはり「尊重」、お互いに尊重しあう訳ですよね、きっと理念としては。

(委員)

いろいろあると思います。条例を作る時は、「従う」とか「遵守する」とか、その次に、「尊重する」、 その次が「配慮する」、その次ですね「参照する」は。だから僕に言わせれば4つの段階のうちで一 番弱いことになります。僕は一番上でいいと思いますが、委員おっしゃるように、やはり「尊重する」 もいいと思いますが。

(会長)

いくつか出してみてください。適当なのをもう一回。

(事務局)

はい、わかりました。

(会長)

他には、何か。それこそ確認したいのですが、色のこと、31 ページで色のことを言っていますが、 これはどういう扱いですか。

(事務局)

色彩の基準は、景観計画に定められている色彩の基準で、建物等に対しての色彩基準という事になっています。

(会長)

今の話だと、結果、景観ガイドラインは民間だけが適用されるので、民間に適用されるものが、参

考まで載っていますという事ですね。

(事務局)

特に公共施設だから、もう少し厳しくしたとかって事ではありません。

(会長)

その辺が分かるように書いておいてください。よろしいですかね。今日の本題は、あの公共事業をもう一回チェックする時間を取りたいので、ガイドラインに関しては、今のようなご意見、要望の問題とか、写真の差し替えとか、いろいろ出ましたね、国・県のガイドラインの話、それから市の景観ガイドラインとの関係などを少し整理してください。

(事務局)

承知いたしました。案を作り直して、確認させていただきたいと思います。

(会長)

会長一任という事でよろしいですか。では、あとは私とやり取りをして、事後報告として行います。

(事務局)

早めに施行して、来年度からでも反映させていきたいと思います。

(会長)

そうですね。そうした方がいいですね。では、そのようにします。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

それでは次に行きましょう。では、前回のものの経過報告ですね、お願いします。

(事務局)

報告事項といたしまして、6月30日に行いました第2回景観審議会での意見聴取事項に関する経 過報告についてこれからご説明いたします。

平塚市の三大事業であります、新庁舎建設、次期環境事業センターの建設、それと市民病院の改築について3件、ご意見をいただきました。そのいただいたご意見を、担当部局で、尊重して設計を進めてまいりました。その状況等について、これから説明をさせていただきます。

本日は、この3つの案件に関し、進捗状況は異なりますが、この3ヶ月間取り組んできた事項に関する経過報告をさせていただきます。

まず、新庁舎に関しましては、番号1~3番までが地上の外構計画について、4番と5番が2階の部分の外構計画についてご意見をいただきました。地上の外構計画について、1つ目に、「新庁舎の外構計画及び交差点改良に関し、既存樹木の保存活用について再検討を行い、現在の庁舎が持つイメージを可能な限り踏襲すべき」というご意見をいただきました。このご意見を受けまして、実施設計では、既存のくすのきを出来る限り保存する計画としております。

外構平面図をご覧ください。現在、南東の角に4本、道路改良部分の北側の部分ですが4本、さらに南西側に4本、西側に5本、計13本のくすのきを保存するという計画にいたしました。現在の市役所というイメージがありますので、そちらを踏襲する形となっております。西側の5本につきましては、歩道を拡幅しますと、道路内となってしまうため、敷地内に歩道空間を設けることによりまして、くすのきを保存するというようなこととしております。

また、緑化関係の部局との連携をし、現庁舎の屋上緑化を移植しまして、人通りの多い南東の部分、 図面で言いますと②のプロットするところに配置をする予定です。

2つ目のご意見といたしまして、「新庁舎北側、特に車寄せ部分への緑化及びバルコニーへの緑量について再検討すべき」というご意見でございました。

北側につきましては、ご承知のとおり、人工地盤ですので、その制約の中で検討を行っており、車寄せの南側の免震の建物の周囲の取り合い部、図の③免震取合い部の植栽と書いてございますが、ここは歩行者の往来ができない箇所ですので、上部利用を植え込みといたしまして、緑量を確保していきたいと考えています。

続きまして、北側駐車場の舗装面についてですが、水勾配を確保する必要性から、土被りが多い部分につきましては緑化ブロックを配置する計画としております。図ですと④番の所でございます。

続きまして、北側の⑤の境界部でありますが、歩道部分と駐車場との境には、生垣と低木の植栽を 行いまして、アイレベルでの緑量を確保する計画としております。

それと、立面的な緑量の確保についてが、図でいきますと⑥番、庁舎の東側の壁面と西側の壁面になりますが、こちらに壁面緑化を行う計画としております。

続きまして、3つ目のご意見でございます。「ピロティーと屋外の一体利用と、それに関連し、植え込み主体よりペーブメントと高木によるランドスケープデザインの方が多目的スペースの在り方と合致するのではないか。」というご意見を頂きました。このご意見を受けまして、内外の一体感のある外構計画としました。 具体的には、南側の赤の破線で囲まれている部分の新庁舎の南側、公園との間のところに、多少の高低差はありますが、障害物のない開放的な空間というふうにいたしております。また、図の⑦の部分でございますが、前回お示しした設計計画ですと、植え込み主体のデザインとなっておりましたが、借景として、敷地南側にある八幡山公園の緑を眺めることができるような、既存樹木と、それと開かれた芝生空間を主体とした外構計画にしております。

続きまして、2階の外構計画について、2点のご意見を頂いております。

まず、一つ目に、「2階の屋上庭園について、このスペースが屋上庭園として本当に使われるかどうか、スペースのあり方を再検討すべき」というご意見でございます。

二つ目に、「2階の食堂について、南側と東側の屋上空間及び、2階の屋上広場との一体的な利用をすることにより、市民のための開放的な空間づくりはできないか、再検討すべき。」というご意見をいただきました。

外構計画2ページ目2階ランドスケープデザインの所をご覧ください。ご意見を受けまして、2階屋上広場の位置付けを再整理し、1階にある障害者用駐車場の屋根としての機能と、その上を屋上緑化とする機能に絞り込んで、計画を見直したものでございます。図面で言いますと、北側の所にピンク色で着色のある部分がございます⑧番のところです。その部分におきまして、縮小をいたしました。

一方、ベージュ色で着色のある食堂側のデッキスペースについては、市民がオープンカフェとして利用できるよう、赤の点線でお示ししてありますように、1.7m程の拡幅を行っております。以上のように、2階の外構計画につきましては、いただいた意見に沿って、そのあり方から再検討を行いまして、今回の実施設計としております。

簡単ですが、以上が、市庁舎・国庁舎一体的整備についての経過報告でございます。

続きまして、次期環境事業センターについての説明資料をご覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。こちらは前回と同様に、計画の概要をお示ししております。

左の所に、前回と変更になった部分については、赤文字で記載しております。変更の理由といたしましては、洗車場棟を建築物として追加したことや、ランプウェイの形状変更等によりまして、建築面積や延べ床面積が変わっております。

2ページをご覧ください。前回の審議会で頂戴しましたご意見と、それに対する対応の状況がまとめてあります。また、一番右の欄には、その資料の該当ページを記載してございます。順番にご説明いたします。1番の建物の色彩について、周辺に緑があるということから、緑系を採用することは間違いである、という旨のご意見をいただきました。このご意見を受けまして、景観アドバイザー制度を活用して、色彩の変更をいたしました。3ページ、4ページをご覧ください。建物を上下で2色に塗り分けまして、また、3ページにありますような西側壁面には、真ん中の部分ですね、さらに縦に塗り分けるということで、分割の効果がありまして、大きな壁面を感じさせない色彩となっております。下の部分を白くしていることで、常に陰になってしまう北側壁面を少しでも明るくして、従業員にも、あるいは周辺を通る方にも優しい色となっております。

また、煙突は建物と同じ色彩を採用いたしまして、建物とのまとまりを出しております。

続きまして、意見の2番です。既存樹についてのご意見です。既存樹をできるだけ保全した方が良いとのご意見をいただきました。このご意見を受けまして、ランプウェイの位置の見直しと、道路線

形の変更を行いました。5ページから8ページをご覧ください。建物の下に来てしまう樹木を除きまして、残る可能性のある樹木について、残存の可能性の検討を行ったものが、5ページ以降の資料でございます。8ページの所をご覧ください。結果、ランプウェイの変更と、道路線形の見直しにより、14番のけやき、23番と25番の桜を残すことができました。ランプウェイは、東側の道路との敷地境界の近くにありましたが、それを建物側に寄せました。

道路線形は、拡大図の中の青の破線が現在の道路の線形、ピンク色の線が以前の計画線形、前回出させていただいた計画線形、今回変更したのが黄色の線が、変更した部分の道路線形になります。この見直しによりまして、先ほど申しました通り、23番と25番の既存の桜2本を残せるようになったという事でございます。その他、オレンジ色になっている樹木が、工事施工等の理由で、残念ながら、残すことができないことがわかりました。

次に意見の3番の植栽について、でございます。 9ページをご覧ください。

緑量を増やして建物を隠すとよい、というご意見をいただきました。このご意見を受けまして、ランプウェイの位置の見直しを行うことにより、東側道路側に植栽帯を設けることができました。そのことによって、敷地周辺を緑で囲う計画としております。また、図のように、敷地の周囲には、高木、中木をそれぞれ植栽いたします。それと合わせて、敷地内の桜を南東の緑地に2本移植をする事にいたしております。

続きまして4番目の意見でございます。ランプウェイについてです。ランプウェイの特徴を活かして、普通の建物と違う部分を出せたら良い、というご意見をいただきました。形状等の大幅な変更はできませんでしたが、4ページのパースにあります通り、部分的な壁面緑化を施すことで、単調な形状にアクセントをつける事ができました。

続きまして、形状についてでございます。キューブプロポーションについての工夫と、ALC版についてのご意見をいただきました。形状については、機能がそのままの形になっており、また、敷地面積が狭いため、プロポーションの大幅な変更は難しいという事でございます。

ALC版につきましても、安っぽいなどのお話もありましたが、残念ながら変更はできません。しかし、先ほどご説明したとおり建物の色彩によりまして、単調な形状と無機質な質感をカバーできるような工夫をさせていただいているところでございます。

続きまして、意見の6番の全体構成についてでございます。

相模川沿いにあることから、ランドスケープエコロジー的に考えて、この建設をきかっけに自然を 取り戻すことを考えてみてはどうか、とのご意見をいただきました。

現段階において、決定していることは特にございませんが、今後、現在の焼却場の跡地利用も含めまして、周囲の土地を一体的に利用して、ご提案いただいたようなことが出来ないかを検討していくこととしております。

続きまして、意見収集についてでございます。色彩や外構につきまして、周辺住民からの意見を聞くなど、住民理解につとめて欲しい、とのご意見をいただきました。資料の10ページをご覧ください。住民説明会の開催状況という事で、これまでに、開催いたしました住民説明会等を記載しております。この中で、計画や色彩について、ご説明するとともに、いろいろなご意見をいただいております。また、今後も、説明会を開催し、住民理解につとめていきたいと考えております。

環境事業センターについては以上でございます。

続きまして、市民病院の整備事業について、経過をご報告させていただきます。

市民病院の表紙をめくっていただきますと、1ページ目が本計画の「計画概要」です。2ページ目に「第2回景観審議会での意見の要旨の一覧」、3ページから5ページが経過報告にかかる参考資料になってございます。

それでは、「意見要旨一覧」をご覧ください。一覧表は、左から意見の要旨、検討内容、参照資料となってございます。

まず、意見要旨の1番でございます。「南側アプローチについて」、あるいは「受水槽、ポンプ室の配置について」、「外構計画、植栽計画について」、これらでございますが、これは、「病院エントランスと南側に位置する達上ヶ丘公園との一体的整備、病院利用者の具体的な利用イメージを想定した設計の重要性、また、受水槽・ポンプ室の配置の再検討」などのご意見をいただいたものでございます。

説明資料の3ページをご覧ください。こちらは、達上ヶ丘公園から見たイメージパースです。南に面しているヘルシーロード、ちょうど図面の下側の所に道路がありますが、そちらがヘルシーロードとなります。この境界は、フェンス等の人工物でなくて、植栽、生垣、開放部によりまして、達上ヶ

丘公園、ヘルシーロード、病院敷地との一体感を形成する方向で検討をしております。

説明資料の4ページをご覧ください。受水槽とポンプ室は、2つの案を検討しており、生垣や植栽等の工夫により南側緑地スペースとの調和を図る案が1つ目です。2つ目は、北側の方に赤い波線で示してあります。ちょっと見にくいのですが、受水槽ですとかポンプ室というふうに書かれてます。こちらの方に、移動させることにより、ヘルシーロードに面した空間をより緑豊かなものとする案となります。この2つの案について現在検討中でございます。まだ、実施設計に入っておりませんので、なかなかつめられないという事でございます。

続きまして、意見の2番、「新棟西側のアプローチ及び壁面の長大感、圧迫感について」でございます。説明資料の5ページをご覧ください。

こちらのご意見には2つのポイントがございます。一つ目は、西側壁面の長大感や圧迫感の軽減に配慮し、分節化や壁面のデザインや色彩計画の工夫の重要性についてご意見をいただいたものです。こちらは、3階から5階の病棟構成を検討し、個室的多床室の西面における配置を同一位置にまとめております。これによりまして、縦方向にアクセントとしての窪みを設けて、西側壁面の分節化を図るというものです。また、北側の屋根の部分に段差をつけることで、建物に変化を与えるというものでございます。また一部屋上庭園などを設けることも検討をしております。建物の色彩計画は景観条例に基づく景観アドバイザー制度の活用を依頼していきたいと考えております。

二つ目は、西側駐車場及び利用者の出入りが多いことから西側空間の活用の工夫についてのご意見をいただきました。

こちらは、西側エントランスは、間口を広げ、大きな庇を設置し、視認性の向上を検討していくこととしております。「新棟西側沿いは、建物と調和する並木を配置し、また、西側のアプローチは、建物側だけでなく動線に合わせた西側駐車場からのデザインや西側駐車場沿いの植栽などから強化できるのではないか」というご意見を頂いておりましたが、西側駐車場は、一部を除き借地であることから、現在の所、植栽することは難しい状況でございます。したがって、今回の計画では現状の利用形態にしていきたいという事でございます。

続きまして、意見の3番でございます。「高度地区の高さ制限の適用除外について」のご意見です。 4ページをご覧ください。建物側だけでなく、周辺への景観上の貢献や、高さに対する努力の具体的 な説明の必要性などについてご意見をいただきました。

これについては、敷地の南側に緑豊かな公開空地を設け、ヘルシーロードとの一体感や達上ヶ丘公園 との連続性を形成する、また、敷地全周の歩道の整備、通学路の安全性の向上など周辺環境の向上を 図っていきます。また、病院、デイルーム等、患者や市民が利用する場の眺望の確保や、敷地南側の 緑豊かな公開空地や歩道沿いの植栽により、療養環境の向上を図っていくとしております。

また、新棟の機能に支障のない範囲で、北棟の高さに近づける努力を今後実施計画の中でしていきます。

続きまして意見の4番でございます。「新棟6階機械室について」です。機械室の規模や配置、デザインの工夫などについて、ご意見を頂きました。

機械室の規模や配置などは、416床の病院及び救命救急センターなど、市民病院に求められている高機能施設の維持設備として現規模が必要なものでございます。また、配置は地上配置とすると、公開空地面積や緑地面積への影響、エネルギー効率が悪くなる事等がございます。さらに、水害時の医療維持機能確保のために屋上配置としてございます。ただし、目隠し、目地の工夫などのデザインについて、今後検討していきます。

続きまして、意見の5番です。「駐車場、駐輪場について」でございます。西側、北側及び南側の 駐車場につきましては、NO. 1の御意見の経過報告と同様、一部を除き借地のために植栽やその他の 整備は困難な状況であることから、今回の計画では、現状の利用形態としております。

駐輪場の台数、位置についてご意見をいただきましたが、台数は現在の駐輪場台数や運用状況により必要な台数を設定しております。現時点での駐輪場の位置は、新棟東側出入口へのアプローチを考慮し現在の位置としてございます。患者や家族、職員等の動線を考慮し、今後検討をしていきます。また、植栽やデザインなどの工夫も今後検討も行っていきます。続きまして、意見の6番です。敷地周辺道路について、小学校や公園が近接する周辺環境へ配慮した歩道、車道の道路デザインの工夫などについてご意見をいただきました。

これらは、歩道空間の安全性も考慮しながら今後検討していく、ということとしております。最後に意見の7番です。「デザイン計画、内装デザインについて」でございます。こちらは、院内の動線

計画を検討し、わかりやすいサイン計画、誘導にしてまいります。 以上、第2回景観審議会の検討・経過についてご報告をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。

それでは1つずつ行きましょう。市庁舎・国庁舎一体的整備から。

(事務局)

もう一つ御報告させていただきます。先週に報道発表させていただきましたが、新庁舎を作るところの土壌調査を行いました。それによりまして、基準値を超える鉛が検出されました。従いまして、今ある樹木を移設するという事が不可能になってしまいました。根っこまで全部洗わないといけない、しかし洗うと、樹木として当然駄目になってしまいます。対応としまして、既存のクスノキで、できる部分はそのまま周辺に残すこととし、その他は、残すという事が出来なくなってしまいました。屋上緑化をしている部分の移植は、本庁舎から議会棟に行く2階の通路の樹木を別の所に移植するという事は工夫をさせていただいております。

(会長)

結局、そういう事でなくなる樹木の数というのはどの位ですか。かなりの数が、東側からずっと北側にまで延びていますよね。

(事務局)

なくなる部分はですね、交差点改良をする部分が主になっております。実際には、今の交差点はもう少し南側になりますので、その部分に4本くらいです、さらに南側に駐車場の入口がありますが、そこまでの間に4本、5本くらいあります。その角の部分は今後、道路になってしまいますので、その部分が保存できなくて、それ以外の所は基本的には保存をしていくということです。

(会長)

交差点の改良というのは、現実には、拡幅なのですね。

(事務局)

拡幅というか、今は目違いになっておりまして、東側から来る道路と市役所の南側の道路と交差点の中心点がずれておりますので、それを市役所の土地を削って北側にずらして中心線を合わせるという事です。

(委員)

前回は、いろいろ責任上申し上げましたが、かなり良くなったなという印象です、全体にすっきりして、これについては敬意を表します。

2点申し上げます。まず、壁面緑化。これもやり方次第ですが、こんな大々的に全部緑化するということがあるのかな、そこまでやるまでもないかなというのが私の意見になります。

2つ目は今の交差点改良の部分で、こっち側がどうなんだと、南側の方ですね、今はかなり広がり になっています。

(事務局)

南側の歩道の所、公園の北側ですね。

(委員)

そうです、南側の所、神社がありますね。非常に重要な歩道空間になってくるので、ここのデザインも北側の庁舎前のランドスケープと連動させるとか、神社の側と連動させるなど検討をお願いします。非常に難しく、かつ重要なポイントになってくると思いますので検討をお願いしたいです。

(会長)

それもこちらでやれる話なのですか。これは公園の中に入っているのでしょうか。

(事務局)

まだ道路の歩道として広げるのか、公園を、区域を広げて、将来的には公園に帰属するのか、そこまでは決まっておりませんので、それはみどり関係の所と調整していきたいと思っています。いずれにしても、重要なポイントという事ですので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っております。

(会長)

他にありませんか。私は相当良くなったと思いますが、私もひとつまだ、1点気になるのは、ここのエントランスの所、これは前よりすっきりしたと思いますが、前の話だと一本軸が通ってるわけですよね、北まで。ここはこういう形でエンランスが左右に分かれて、絞られていっていますが、こういう形でないといけないのかな、というのがわかりません。あまり動線を絞りこまない方がいいんじゃかなと、真南の方からくると、その入り口から入る、という感じがします。まあ、デッキの先とかピロティの先なんかは、あまり目の前までどんと開けてなくて良いですが、入り口の所はもう少し自由に入れて、そこに高木が植えられるのなら、何本か植えるというような感じの方がよいのではないでしょうか。

(事務局)

3ページをご覧いただきたいと思います。A - A'断面ということで南側広場になっております。 あまり段差を設けないで、芝生で自由に入れる、行き来ができるというイメージです。

(会長)

それでよくわかる。しかし、そこではなく、この目の前のここ、これは本当にこれで良いのですか。

(事務局)

マウンドアップするという意味ではなくて、わりと自由に出入りできるような、そんなイメージを持っています。例えば芝生を切って、そこをどんとまっすぐ通路みたいにした方が良いというご意見でしょうか。

(会長)

ここのところは通路になった方が良いという気がします。まっすぐきちんと、そしてどこかに木が植わってもいいと思います。

ここはまっすぐと、こういうふうに誘導してる訳ですよね、それがメインのエントランスとしてみると、もう少し広い入り口で、南北の軸になっているという感じで、その方がいいと思いますが。

壁面の話と南側からのエントランスとそれから、交差点改良にかかわる話、こういうところで良いですか。では、次に行きましょう。

次期環境事業センター、十分これは大きな議案ですね、色も含めて、これは、色は宮川委員からずいぶん参考意見をいただいたのですね。

ランプの位置もだいぶん変わりましたね。だいぶ内側に。

(事務局)

そこはかなり大きく建物側に寄せました。

(季量)

本当に丁寧に検討されて、ぱっと見て格段に良くなったという気がするので、よろしいのではないでしょうか。

(会長)

これは遠くから見るときれいですよね、前のより、周りにも緑があって。

(委員)

1点だけですね。桜を移植されるとか、桜を2本残せるようになったとか、緑地の所にありますが、 クロマツを植えているというのは何か理由があるのでしょうか。新規で植えられるのですね。

(事務局)

そうですね、これは新規でございます。

(委員)

ちょっとこれは、全体はすごく飛躍的に良くなっていますが、樹種をどういうふうに考えるか。9ページです。

(事務局)

樹種につきましては、まだここに何々というように厳密に詰めてはありませんので、その辺はご意見をいただいて、できる範囲で検討していきたいと思います。

(委員)

ご参考に申し上げますが、ここは川沿いですし、近くに結構森が控えていると思いますので、たくさん鳥とか生物が来ると思います。その鳥がもう少し入り込んでくるような、そんな樹種を選ばれるっていうのが良いかなと。つまり川との生体の連続性を、配慮して、樹種を選定するという考え方の方が、なんか海に近いからクロマツというよりはリーズナブルかなという気がしますのでひとつの意見として。

(会長)

委員、色の件に関して何か苦労されたことはありますか。

(委員)

特にはありませんが、白っぽい現存の建物がすごく遠くからも良く見えます。すっきりとはしているのですが、目立ってしまう必要のない建物なのに、すっきりと存在感を放っていたので、どちらかというとこの施設は迷惑施設というような位置付けになるかなと思うので、今よりももう少し控えめな感じに仕上げてきたのですが、印象を考慮しています。

(会長)

よろしいですか。それでは、市民病院に移りたいと思います。

(委員)

確認も含めて、4ページの区画の色が塗ってある周辺の西側駐車場とか北側の職員用駐車場と右側の看護婦さんの宿舎など、これは既存の施設でしょうか、それとも新設の施設でしょうか。新設整備だとすると色が塗っていないのはどうしてかと思ったので。

(事務局)

これは既存の施設です。

(委員)

これは既存ですか。看護婦宿舎(新)とありますが。

(事務局)

これは今あるものです。

(委員)

今回作るものでないからという事で色が塗ってないと。もう一つよろしいですか。西側駐車場について、借地のために植栽を行うのは困難という検討結果が報告されたんですが、この西側駐車場というのは今の300台の一般用駐車場と考えてよろしいでしょうか。これについては、本体の工事に合

わせて、駐車スペースは少なくなりますけれども植栽することは可能じゃないかと考えます。まあ、 予算上どうするとかいろいろあるかもしれませんが、市が管理している施設ですので、植栽すること は不可能ではないと思うのですが、どうでしょうか。

(会長)

どういう理由で、借地だと駄目なのですか。

(事務局)

詳しいことはわからないのですが、借地契約の問題もあると思います。どうのような契約形態になっているかという事ですね。

(委員)

土地を貸す方は、そこが駐車スペースになろうが植栽林になろうが、あまり差し支えないのではないかと思います。駐車場が仮設駐車場であれば、返してもらわないと困るということは、借地上の条件として当然出てきますが、駐車場は、病院がある間は、基本的にそこになければいけない施設だと思いますから、市としては借り続けるという前提だと思います。そうだとすると植栽することは可能ではないかと考えます。おそらく借地契約で駐車場以外の、例えば植栽などをしてはいけないという理由にはならないと思います。例えば高木など周辺に影響あるという場合は別だと思いますが、具体的にご説明いただくか、ご検討いただければと思います。

(事務局)

確認させていただきたいと思います。

(会長)

確認しておいてください。確かに病院を続ける限り、半永久的に駐車場がある訳ですから、そこの 景観が改善されないといけません。せめて道路側沿いに並木があるとか、いくつか木が中にぽんぽん とあって、緑が見えるようになるなど、工夫されると良いと思います。

それと受水槽ポンプが公園の方との間にあるのと、北側にいくというのがありましたけれども、ここだけ見ると、北側に行く方が良さそうだと感じますが、これはどういう形で検討されたのですか。

(事務局)

受水槽、ポンプ室としての機能がありますので、できるだけ建物に近い方が良いということです。 また、きちんと機能できるかどうかも含めて、検討をしている段階でございます。配置だけ見ますと、 北側の方が良いので、そこで良いかどうかも今後検討していきます。

(委員)

よろしいでしょうか。そこを考えていたのですが、確かに病院のサイトプランニングとしては、受水槽ポンプは北に行った方が納まりは良くて、公園との位置関係も断然よくなりますが、小学校の通学路の門扉の近くに持って行って良いのかなと思います。そこで、もしできれば、職員用駐車場のマスを減らして、この職員用駐車場の一角に受水槽ポンプ室が収まるっていうのが一番スマートな案だと考えます。つまり駐車マスの一部を動かして、その空いた所に受水槽ポンプ室を納める。その方が良いと思います。

(会長)

もう一つ気になるのは、南側の公園とビジュアルにはつながって来ていると思いますが、本当に使われるものになるのかなと。例えば、前から出ているように、大半の人は西側から出て行って西側の所から入って行ってしまうと思います。バスで来た人だけが、ここを出入りで使って、公園の人は特に病院に行かないとなると、ビジュアルではつながっているけれども、ほとんど目の前の緑地っていうのは、利用がないというようになるのかなという心配も感じます。でも、使われないといけないという事もないから、ビジュアルでもつながっていて、それで良いという考え方もあるとは思いますが。

(事務局)

今よりも使えるようになる、というイメージです。車を西側に停めて、病院に用があって、薬をもらったら帰るという方が基本だと思いますし、バスで来られて、ちょっとお天気が良かったり、気分が良かったりした時に、いつでも使えるというイメージではあります。

(会長)

入院している人がこういう物を使えるような、という意味ではいいですね。ここが見える訳ですね、 一階で待っている時に。その意味では緑の先にまたこういうのがあるというのはいいと思います。

(事務局)

借景としてもいいですし。

(委員)

一番気なっていることで、中庭はずいぶん緑がベターと塗ってありますが、ここは通院される方がバスを待つ場所であり、あるいはちょっと元気な入院患者さんであれば、見舞いに来てくれた人を天気のいい日は出迎える場所であり、あるいは入院患者さんが散歩をする場所であると思います。この図面でいえば、子どもの通学路はこの周りを廻るようになっていますが、緑道が通れるようになれば、当然ここを使って帰れるようになりますよね。ですから散歩している入院患者さんと、場合によっては帰る子どもたちが、すれ違う場所であるこの空間というか場所のイメージが、このベターと塗られた緑色からは全然出てこないということが改良の場所かなという気がします。ですから全部緑になっていれば良いという話ではなくて、やはりバスを待っている間に座れるようなベンチはどのように置けば良いかとか、非常に繊細でデリケートな空間デザインがここは求められる場所ではないかなという気がします。

(事務局)

こちらの外構計画は、詳細はこれからでございますので、そのようなご意見を踏まえて検討して参ります。小学生が通る、あるいは病院に来た人だけではなくて公園利用者も、近所の方々もいろいろとありますので、その辺の動線計画も踏まえて検討していきたいと思います。

(会長)

その緑の先に駐輪場がありますよね、ここのところも本当にうまくデザインをすれば良い駐輪場ですが、もしそうしなければ、庭の緑は良いが向こう側に古い自転車が山のように並んでいるという事になるので、本当に重要な所かもしれません。

(委員)

全体をまとめてでも良いですか。今日の審議事項にあった公共施設景観ガイドライン、病院の整備は、絶対にこのガイドラインに沿う、遵守するとかしなければならないものというわけではないのでしょうが、理念として、先導事例であるべきです。ですから、ここでどういう事に配慮して公共施設としての景観づくりを目指したかということを、きちんと整備して、ストックしていっていただきたいなと思います。ストックしておいて、国とか県とか、あるいは他の事業主体がやる場合に、ガイドラインだけで縛るよりは、われわれはこのようなものを造ってきたのだから、これを尊重してくださいと言った方が、相手もわかりやすいかなと思いますので是非お願いしたいです。

(会長)

これほど物件はもうあまり出てこないでしょうから、ここでバシッとした物、外部的にも議論がしっかりと集められているということが、次のステップにつながると思います。

(委員)

今の委員のご意見、とても素敵だと思います。特に私が気になっているのは、大変努力をされて、 回を重ね、いろいろなステップを踏んでこの形に収まってきているわけですが、やはり高さの事について先導しなくてはいけない公共施設でこれだけ大規模な物が、高度の約束事を先導して破っている 訳です。そうならざるを得なかった理由というのを私たちは理解したと思います。焼却所の問題でも、機械を入れるのには仕方がないという事とか、一つ一つにはどうしてもそうでなくてはならない理由というのを理解できたと思います。しかし、これから平塚市でそういう行為をする方たちにも、御理解いただくために、どういう努力、例えば公開空地を作るとか緑をたくさん配慮する事とかをやったんだという事を、上手に説明する必要があると思います。高度制限を破るには、このくらいのことをしないと認められないという事を周知していただくというか、そういう事例になり得ると思うので、決してイージーにその事が出来てしまったわけではない、という事がわかりやすく説明していただければというふうに思います。

(会長)

そうですね、高さを守る公共性と周辺のメリットを高める公共性でどちらでその物が形成されているかという説明責任を果たしたという事をですね。

(委員)

それもできれば言われる前にこちらから資料が出せるようにすると良いです。

(会長)

「守れ」と言いながら、自分は破っている訳だから、審議会の中で議論して、そういうことがその中できちんと決められてきたんだ、とそういう事も含めてですね。

(事務局)

景観審議会として出された意見から、このようになったというのも勿論ですが、それ以外にも、庁内、庁外、いろいろ御意見をいただいておりますのでそれもそのようにいたします。また、高さの問題についても、これだけ努力したということが見えるように、そして、どこの部署と連携したら良いのかというのは、今後検討し、わかりやすく伝えていきたいと思います。

(会長)

すべてまとめて、この事業に関して、どういう努力がやられて、どういうコメントがきて、それに対してどういうレスポンスをして、最終的にこうなった、ということがわかると良いですね。審議内容もわかる形で。

(事務局)

三つの事業のスピードが違いますので、どのタイミングでというのは、またそれぞれ考えます。

(会長)

また、先ほどのガイドラインもきちんと審議したのだとわかるようにしてください。 よろしいでしょうか。それでは本日は閉会いたします。

【審議会閉会 午前11時54分】

上記のとおり相違ありません。平成年月日

| 平塚市景観審議会 | |
|----------|--|
| 会長 | |
| | |
| | |
| 委員 | |